

平成30年度 福祉サービス第三者評価 調査結果報告書

アスク真栄里保育園

契約日	平成 30 年	11 月	8 日
		5	
職員報告会	平成 31 年	2 月	21 日

平成31年2月21日
特定非営利活動法人
介護と福祉の調査機関おきなわ

福祉サービス第三者評価結果

①第三者評価機関名

平成 30 年度

特定非営利活動法人 介護と福祉の調査機関おきなわ

契約日	平成30年11月8日
確定日	平成31年2月21日

②事業者情報

名 称： アスク真栄里保育園	種 別： 保育所
代表者氏名： 長尾 美紀	定員 (利用室数)： 60 名
所 在 地： 〒907-0002 沖縄県石垣市字真栄里88	TEL 0980-88-1800

③総評

◇特に評価の高い点

- 1. 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取り組みが行われている。**
 リスクマネジメントに関する責任者が配置され、事故対応マニュアルを整備している。東京本部から発送されてくる事例には、緊急事項と注意喚起事項がある。注意喚起事項は各クラスで検討会議を実施している。検討する内容は、事例の周知方法や事例で考えられる最悪の結果、自保育所での改善点の有無、工夫する点等である。緊急事項は各クラスで検討の結果、職員会議で再度検討して事故発生予防に取り組んでいる。災害時における子どもの安全確保の取り組みとして、災害時のマニュアルが整備され、重要事項説明書で対応方法や避難場所、発生時の伝言方法として伝言サービス「117」の利用等が説明され、子どもの安否確認の方法として「緊急時引き渡票」を提出させている。地域のハザードマップを参考に災害計画を作成し、行政で指定された避難場所も明示している。災害や地震、津波、不審者等を想定した訓練が毎月実施され、年2回消防署の指導で総合訓練が実施されている。
- 2. 福祉サービスの実施の記録が適切に行われている。**
 子どもの発達状況や生活状況の記録が生活記録簿等の様式に記載され、個人記録については記録に差異が出ないように記録要領が作成されている。乳児の月間指導計画は、一人ひとりのねらいや内容が評価・反省欄から評価結果が具体的に読み取ることができる記録となっている。養護や教育以外に異年齢保育、長時間保育、地域交流について、全体的な計画や各年齢ごとの月間指導計画に位置付け、内容や配慮事項、評価・反省が記録されている。クラス会議や職員会議が毎月実施され、子どもの状況が職員間で報告され、園内での情報は職員連絡ノートに記録して全職員が捺印して周知する仕組みとなっている。子どもに関する記録の管理体制は、個人情報保護方針に基づいて実施されている。
- 3. 家庭との緊密な連携、及び利用者の満足の向上に努めている。**
 子どもの生活を充実させるための家庭との連携については、連絡帳や連絡ノートを使用し、送迎時はホワイトボードで伝達している。保護者に確認すべき事項や子どもの発達状況、体調、保育の様子など個別に伝えるべき情報は、個別のボードを使って遅番の保育士が伝えている。施設の行事については、法人の方針で保護者が毎月参加できるように設定され、親子遠足や運動会、発表会、保育参観等に加え、年2回実施する保護者交流会や個人面談の他、給食試食会、親子制作等となっている。行事参加後は保護者からアンケートを徴し、「行事に郷土の芸能を取り入れてほしい」や「5月の遠足は暑すぎる」、「運動会では子どもの競技観戦を重視し、撮影を地域の業者に依頼したい」等の意見に対して、今年はエイサーを取り入れるなど、保護者満足の向上に努めている。

◇改善を求められる点

1. 中・長期的なビジョンを明確にした計画の策定、及び中・長期計画を踏まえた単年度の事業計画の策定が望まれる。

中・長期的な計画は平成30～32年度までの3か年間の計画が策定され、具体的な事業内容となっている。中・長期的な計画は理念や基本方針の実現に向けた目標を明確にし、組織体制や設備の整備、人材育成等に関する具体的な計画と計画に伴う収支計画の作成が望まれる。さらに、単年度の事業計画は、中・長期計画を踏まえ、数値目標や具体的な成果等を設定して実施状況の評価が行える内容での作成が望まれる。

2. 地域との交流、地域貢献が求められる。

地域との関わり方の基本的な考え方はマニュアルに明示されている。日常的には公園への散歩時に近隣の方とあいさつを交わし、地域の高齢施設の敬老会で子どもたちがエイサーを披露するなどの交流を始めている。地域への働きかけとして、地域行事への積極的な参加や施設が有している専門性や特性を活かし、地域の保護者や子どもなどの生活に役立つ講演会や研修会の開催、子育ての相談事業等の地域への貢献活動が求められる。

3. 食事の献立について地域の行事食や食材の使用等が望まれる。

食事については、東京本部の栄養士が作成した全国共通の献立と具体的なレシピが送られてきて、多数の豊富な食材を使って昼食やおやつが提供され、長時間保育の子どもたちにはおにぎりや果物、ヨーグルトなどの補食が準備されている。献立票には月毎の旬の食材が明示されているが、それに加えて保育所の位置する地域でよく使われている食材や地域色のある献立、行事食等地域の文化に根差したふるさとの食事の提供、及び食育計画の作成が望まれる。保育所を利用している保護者のアンケートからも同様な意見が寄せられている。

④第三者評価結果に対する事業者のコメント

開園1年が過ぎ、保護者の皆様にもご理解、ご協力を頂きました。

ありがとうございます。

今後もより良い保育をして行く為、改善点に取り組み、職員一同頑張っていきたいと思っております。

⑤各評価項目にかかる第三者評価結果

福祉サービス第三者評価 保育所版 評価結果

項 目		評価結果
I 福祉サービスの基本方針と組織		
I-1 理念・基本方針		
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている		
1	① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
判断基準	a 法人(保育所)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。	
	b 法人(保育所)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。	
	c 法人(保育所)の理念、基本方針が明文化されていない。	
着眼点	<input type="radio"/> ア 理念、基本方針が文書(事業計画等の法人(保育所)内の文書や広報誌、パンフレット、ホームページ等)に記載されている。	
	<input type="radio"/> イ 理念は、法人(保育所)が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人(保育所)の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	
	<input type="radio"/> ウ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。	
	<input type="radio"/> エ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	
	<input type="radio"/> オ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。	
	<input type="radio"/> カ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	
	<input type="radio"/> キ 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。(保育所)	
コメント	<p>理念、基本方針の明文化と周知については、入園のご案内(パンフレット)や重要事項説明書に掲載されている。理念からは法人の目指す方向や考え方が読み取れる。運営方針は職員の行動規範として、約束、しるべ、こころざし、宣誓「私たちは、子どもの笑顔のために」の4項目を設定して職員が理解しやすい具体的な内容となっている。理念等は玄関に掲示するとともに職員に配布して周知している。</p> <p>職員や保護者等への周知については、入職時や入園時だけでなく毎年継続的な説明が望まれる。法人のホームページの求人情報に理念を公開しているが、アスク真栄里保育園のトップページでの公開も望まれる。</p>	
I-2 経営状況の把握		
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
判断基準	a 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	
	b 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。	
	c 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。	
着眼点	<input type="radio"/> ア 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	
	<input type="radio"/> イ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。	
	<input type="radio"/> ウ 子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(保育所)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。	
	<input type="radio"/> エ 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。	
コメント	<p>事業経営をとりまく環境と経営状況の的確な把握・分析の実施については、社会福祉事業全体の動向は、法人の保育所園長会等で把握している。地域の福祉計画は、石垣市発行の「待機児童対策関連事業」等を参考に、保育所が位置する地域の特徴を把握している。保育のコスト分析や保育利用率等の分析は、東京本部が実施し、法人の園長会で今年度の12月から月次報告されるようになった。</p> <p>経営状況の把握・分析については、施設を直接管理運営している園長も関わることを望まれる。</p>	

項 目		評価結果
3	② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b
判断基準	a	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
	b	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。
	c	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。
着眼点	○ ア	経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
	○ イ	経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。
	○ ウ	経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
	エ	経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。
コメント	<p>経営課題を明確にした具体的な取り組みとして、経営環境や職員体制、財務状況の分析に基づいて、園庭の整備、補助金や光熱費等、財政上の具体的な課題や問題点が明らかになっている。経営状況や改善課題については、園長から東京本部の保育事業部長に上げて課題を共有し、職員に対しては月1回開催する職員会議で周知している。</p> <p>経営課題の取り組みは、本部で実施されているが、施設を直接管理運営する園長も関わることを望まれる。</p>	
I-3 事業計画の策定		
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
判断基準	a	経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
	b	経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していない。
	c	経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。
着眼点	○ ア	中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。
	○ イ	中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。
	○ ウ	中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
	エ	中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。
コメント	<p>中・長期的なビジョンを明確にした計画の策定については、平成30年度～32年度までの3年間の中期計画が策定されている。理念や基本方針の実現に向けた目標を明確にし、問題点の解決や改善に向けた具体的な内容となっており、実施状況の評価が行える内容となっている。</p> <p>中・長期計画は、組織体制や設備の整備、人材育成等に関する具体的な内容の追加、及び計画に伴う収支計画の作成、さらに、必要に応じた計画の見直しが望まれる。</p>	

項目		評価結果
5	② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c
判断基準	a	単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
	b	単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
	c	単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。
着眼点	ア	単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。
	イ	単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
	ウ	単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
	エ	単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
コメント	<p>中・長期計画を踏まえた単年度の計画の策定について、中期計画の今年度の計画は、保育の質の向上として第三者評価の受審や園内外の研修の充実、保育環境、待機児童解消、災害対策、地域交流等となっている。年度内に前期と後期、年度末に実施状況の検討・評価、見直しする仕組みとなっており、前期の評価が実施されている。</p> <p>提示された単年度の事業計画に、中・長期計画の内容を踏まえて具体的な事業内容を反映させ、数値目標や具体的な成果を設定する等により、実施状況の評価が行えるようにすることが望まれる。</p>	
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	c
判断基準	a	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
	b	事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
	c	事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。
着眼点	ア	事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
	イ	計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
	ウ	事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
	エ	評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
	オ	事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。
コメント	<p>事業計画の策定と職員への周知について、中期計画の今年度の計画は4月に園長と主任で作成している。年度途中でも事業計画の実施状況の把握と見直しを実施し、年度末にも行う仕組みとなっており、前期は実施状況の把握と評価がされている。</p> <p>事業計画は、職員等の参画のもとで策定し、職員への周知と理解を促す取り組み、及び評価結果に基づく見直しが見られる。</p>	

項 目		評価結果
7	② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
判断基準	a	事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。
	b	事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。
	c	事業計画を保護者等に周知していない。
着眼点	○ ア	事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。
	イ	事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。
	○ ウ	事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
	エ	事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。
コメント	<p>事業計画の保護者等への周知について、行事と災害発生時等の引き取りについては、入園前に「入園のしおり」を読み合わせして説明し、毎月の園だよりのメール配信により周知している。小学校との連携については手紙にして保護者に配信している。</p> <p>事業計画の主な内容を、保護者会等で説明するとともに、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫が望まれる。</p>	
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
判断基準	a	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
	b	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
	c	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。
着眼点	○ ア	組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。
	○ イ	保育の内容について組織的に評価(C:Check)を行う体制が整備されている。
	○ ウ	定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的を受審している。
	○ エ	評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。
コメント	<p>保育の質の向上に向けた組織的な取り組みについては、年間と月間、週の指導計画の作成、及び評価・見直しを実施され、園長と主任が決裁する体制が整備されている。保育内容についての保育士による自己評価、及び保育業務については年2回、賞与査定に合わせて実施している。</p> <p>保育所全体の自己評価の実施が望まれる。</p>	
9	② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
判断基準	a	評価結果を分析し、明確になった保育所として取組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
	b	評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。
	c	評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしていない。
着眼点	○ ア	評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
	○ イ	職員間で課題の共有化が図られている。
	○ ウ	評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
	○ エ	評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
	オ	改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。
コメント	<p>評価結果にもとづく保育所として取組むべき課題を明確にした改善策の実施については、評価結果と課題を各指導計画に明示し、職員間で共有されている。評価結果にもとづいた改善は、次の計画に目標やねらいとして見直しを行っている。</p> <p>評価結果にもとづいて、必要に応じて改善計画の見直しが望まれる。</p>	

項 目		評価結果
II 組織の運営管理		
II-1 管理者の責任とリーダーシップ		
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。
判断基準	a	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
	b	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
	c	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。
着眼点	○ ア	施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
	○ イ	施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。
	○ ウ	施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。
	○ エ	平常時のみならず、有事(災害、事故等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。
コメント		園長の役割と責任の職員への表明について、園長は職員会議前の挨拶で、保育所の経営・管理に関する方針と取組について説明し、毎月、園だよりを発行している。園長の役割と責任は、職員事務分担表に明記され掲示している。園長不在時の権限委任については、主任保育士が代行することが職員事務分担表に明記されている。 園長の役割と責任を職員に対して会議や研修において表明するとともに、園だより等への掲載が望まれる。
11	②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。
判断基準	a	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
	b	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
	c	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。
着眼点	○ ア	施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者(取引事業者、行政関係者等)との適正な関係を保持している。
	○ イ	施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
	○ ウ	施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
	○ エ	施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。
コメント		遵守すべき法令等を正しく理解するための取組について、東京本部にコンプライアンス委員会を設置し、代表取締役社長がコンプライアンス統括責任者となっており、契約等に関する取引業務は本部が行っている。園長は本部で実施する園長会に出席し、コンプライアンス研修を主任に受講させている。法人として、パワーハラスメントやセクシャルハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等へのハラスメントに関して「ハラスメント撲滅宣言」を行い、主任会議で研修を受講し、主任は職員会議で報告して職員に周知している。 環境への配慮等も含む幅広い分野の遵守すべき法令についての更なる取組に期待したい。

項 目		評価結果
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	① 保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	b
判断基準	a	施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
	b	施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
	c	施設長は、保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。
着眼点	○ ア	施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
	○ イ	施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
	ウ	施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。
	○ エ	施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。
	○ オ	施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。
コメント	<p>保育の質の向上に向けた取り組みへの指導力の発揮について、園長は指導計画の月案や週案をチェックしている。今年度の課題として園内研修の充実と玩具や運動系道具等の保育備品の補充を掲げ、東京本部と調整している。園長は職員との面談を実施し、「園庭に遊具を」の要望に子どもたち全員が遊べるハウスを検討している。今年度、園内研修の充実に取り組み、「環境」や「新人研修・マナーや書類の書き方」、「気になる子の支援」について職員を3グループに分け、各グループで企画し、実施させている。外部研修は、法人の新卒研修や階層別研修、自由選択研修等を職員に受講させている。</p> <p>保育の質の向上について、組織内に具体的な体制の構築とその活動への積極的な参画が望まれる。</p>	
13	② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
判断基準	a	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
	b	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
	c	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。
着眼点	○ ア	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
	○ イ	施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
	ウ	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
	○ エ	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。
コメント	<p>経営の改善や業務の実効性を高める取り組みへの指導力の発揮について、人事と財務は東京本部で取り組んでおり、労務については園長が担当している。職員の希望を聞いてシフトを組み、育児休業や産休の補充職員をフリーで配置し、産休や病休明けの職員は就業規則に沿って時間短縮勤務を実施し、年次休暇が取りやすい等、職員の働きやすい環境整備に取り組んでいる。園だよりやクラスだより、給食、保健、献立等の各便りをメール配信し、保護者はIDとパスワードでスマホでも受信できるようにしてペーパーレスに取り組み、希望者には印刷して配布し、各クラスにも掲示している。</p> <p>経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、園長が人事や財務等も踏まえて分析し、組織として取り組む体制の構築が望まれる。</p>	

項 目		評価結果
Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成		
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
判断基準	a	保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
	b	保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
	c	保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。
着眼点	○ ア	必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。
	イ	保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。
	ウ	計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。
	○ エ	法人(保育所)として、効果的な福祉人材確保(採用活動等)を実施している。
コメント	福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画の確立と取り組みについては、本部で「保育士人材育成ビジョン」が作成されている。その中に経験年数(1年目、2年目、3年目、4年目以上)と階層別(リーダー候補、主任、園長)にそれぞれのねらいが明記され、更に、安全、保育力、保護者対応、社会性・協調性のカテゴリー別に目標と方法・内容が定められている。採用活動は、本部がホームページで募集しており、職員の紹介(ツテ)も活用している。 福祉人材や人員体制についての計画の作成、及び計画にもとづいた人材の確保が望まれる。	
15	② 総合的な人事管理が行われている。	b
判断基準	a	総合的な人事管理を実施している。
	b	総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
	c	総合的な人事管理を実施していない。
着眼点	○ ア	法人(保育所)の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。
	イ	人事基準(採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準)が明確に定められ、職員等に周知されている。
	○ ウ	一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
	○ エ	職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
	オ	把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。
	○ カ	職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができている。
コメント	総合的な人事管理については、保育所が目指す保育を実施するための「期待する職員像」を明確にし、法人で設定した安全意識や保育力等、8～9項目の評価項目に沿って5段階で自己評価し、賞与に反映させている。キャリアパスが作成され、指定された研修を修了することで給与に反映させる仕組みがある。 採用や配置、異動については、東京本部で実施しているが、昇進・昇格等に関する基準の設定、及び園長の役職要件の明記、職員の意見等にもとづく改善策の検討が望まれる。	

項 目		評価結果
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
判断基準	a	職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。
	b	職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
	c	職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。
着眼点	○ ア	職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
	○ イ	職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
	○ ウ	職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
	○ エ	定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
	○ オ	職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
	○ カ	ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
	キ	改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
	○ ク	福祉人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。
コメント	<p>職員の就業状況や意向の把握と働きやすい職場づくりについて、労務管理の責任者は園長で、有給休暇の取得状況や時間外労働のデータは出勤簿で把握されている。ストレスチェックを実施し、年1回の職員検診やインフルエンザ予防接種費用の補助をし、研修参加時の交通費を支給している。園長や主任、法人のエリアマネージャーが職員の悩み相談に応じている。法人の福利厚生として退職金制度の規程を整備し、連携リゾートホテルの利用券が使える、勤務3年以上の職員は海外研修に申し込むことができる。食事会の補助が年1回あり、管理職以外はその他に年5回の補助がある。残業も少なく、産休・病休あけは時間短縮勤務等の配慮がある。</p> <p>福祉人材や人員体制に関する具体的な計画を作成し、改善策を反映させる取り組みが望まれる。</p>	
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
判断基準	a	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
	b	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
	c	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。
着眼点	○ ア	組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
	○ イ	個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。
	○ ウ	職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。
	○ エ	職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
	○ オ	職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。
コメント	<p>職員一人ひとりの育成に向けた取り組みについて、職員は、年度の個人目標を設定し、半年ごとの目標期限で法人が設定した項目にもとづいて自己評価を実施している。その後、職員の自己評価をもとに1回目は園長が、2回目はスーパーバイザー又はエリアマネージャーが評価し、園長との面接の中で職員は個人目標の達成状況の振り返りを行っている。結果は賞与支給額に反映させている。</p> <p>職員一人ひとりの育成に向け、目標達成にむけた更なる取り組みが望まれる。</p>	

項 目			評価結果
18	②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
判断基準	a	保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	
	b	保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。	
	c	保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。	
着眼点	○ ア	保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	
	○ イ	現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。	
	○ ウ	策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。	
	○ エ	定期的に計画の評価と見直しを行っている。	
	○ オ	定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	
コメント	<p>職員の教育・研修に関する基本方針や計画の策定と教育・研修の実施については、保育所として「期待する職員像」を明示し、その実現のため法人として「保育士人材育成ビジョン」が作成され、経験年数別と階層別に達成項目と目標、方法と内容が設定されている。園内外の研修が実施され、キャリアパス研修等の外部研修受講者は研修報告書を提出している。法人内の保育所でテレビ電話を利用した「ガッコ」による研修も定期的実施している。</p> <p>「期待する職員像」達成のため、保育所としての研修計画の作成、及び研修内容やカリキュラムの定期的な評価と見直しによる研修の充実が望まれる。</p>		
19	③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
判断基準	a	職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。	
	b	職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。	
	c	職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。	
着眼点	○ ア	個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	
	○ イ	新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。	
	○ ウ	階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。	
	○ エ	外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	
	○ オ	職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。	
コメント	<p>職員一人ひとりの教育・研修の機会の確保について、個別の職員の知識や技術水準、専門資格の取得状況については、社員賞与・昇給査定で毎年2回確認している。本部で「保育士人材育成ビジョン」が作成され、経験年数別（1年目、2年目、3年目、4年目以上）や階層別（リーダー候補、主任、園長）の研修が実施されている。チューター制度があり、新卒職員には先輩職員が6ヶ月の間1対1でサポートし、月1回は施設外でチューターが新卒職員の悩みや相談を聴く場があり、その費用を補助している。栄養士や保育士等職種別研修については、外部研修が受講され、外部研修の情報は、その都度連絡ノートを活用して提供し、全員が研修に参加できるよう配慮し、特に新任職員には園長が声かけしている。</p> <p>保育所が目指す保育を実施するための「期待する職員像」の実現のため、職員一人ひとりが設定した目標達成に向けて「保育士人材育成ビジョン」等を研修計画に位置付けて参加できる配慮が望まれる。今年度の新任職員の履歴書は、本部で保管しているが、施設としても職員に資格証の提出を求めることに期待したい。</p>		

項目		評価結果
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。 b
判断基準	a	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
	b	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。
	c	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。
着眼点	○ ア	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
	○ イ	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
	○ ウ	専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
	○ エ	指導者に対する研修を実施している。
	オ	実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。
コメント	<p>実習生等の保育に関する専門職の研修・育成についての体制の整備と取り組みについては、マニュアルとして「実習生受け入れガイドライン」が整備され、実習生等の育成に関する基本姿勢が明文化されている。マニュアルにもとづいて、実習の総括を園長と主任が実施し、実習指導をクラス責任者が担当することになっている。実習のプログラムとして「保育実習概要」が用意されている。園長や主任は、「対人援助の視点と職業倫理」や「コンプライアンス」等の研修を受けている。</p> <p>昨年7月に開設した保育所で、実習生の受け入れ事例はないが、実習生の受け入れ体制は整備されているので、積極的な取り組みが望まれる。</p>	
II-3 運営の透明性の確保		
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。 b
判断基準	a	保育所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。
	b	保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。
	c	保育所の事業や財務等に関する情報を公表していない。
着眼点	ア	ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
	○ イ	保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。
	ウ	第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。
	エ	法人(保育所)の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人(保育所)の存在意義や役割を明確にするように努めている。
	オ	地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。
コメント	<p>運営の透明性を確保するための情報公開については、苦情・相談体制を園内に掲示し、ホームページで保育内容を紹介すると共に法人の求人サイトでは運営理念が公開されている。運営理念が掲載されたパンフレットは、市役所に置いている。</p> <p>ホームページによる保育所の基本方針や事業計画、事業報告、予算・決算情報の公開、及び保育所で行っている活動等を説明した広報紙等を地域へ配布することが望まれる。</p>	

項目		評価結果
22	② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
判断基準	a 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	
	b 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。	
	c 公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。	
着眼点	○ ア 保育所における事務、経理、取引等に関するルールが明確にされ、職員等に周知している。	
	○ イ 保育所における事務、経理、取引等に関する職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。	
	○ ウ 保育所における事務、経理、取引等について、必要に応じて外部の専門家に相談し、助言を得ている。	
	○ エ 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。	
	○ オ 外部監査の活用等により、事業、財務に関する外部の専門家によるチェックを行っている。	
	カ 外部監査の結果や公認会計士等による指導や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	
コメント	<p>公正かつ透明性の高い適正な経営・運営の取り組みについては、「経理規程」に基づいて、事務・経理・取引等は、東京本部で取り組まれ、本部に権限と責任がある。本部による財務管理等に関しては、会計事務所に委託し、毎年、税理士法人による外部監査を実施し、幹事監査会に報告されている。施設における経理事務は、園長が担当し、小口現金の取り扱い状況を月2回、本部の会計責任者に報告し、年2～3回、内部監査を受けている。保育内容については、毎月内部監査が実施されている。2か月毎に本部で開催される園長会で今年12月より、本部から保育所の会計月次報告がなされ、職員にも周知している。</p> <p>外部の専門家による指導や指摘事項にもとづく経営改善の実施が望まれる。</p>	
II-4 地域との交流、地域貢献		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
判断基準	a 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。	
	b 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。	
	c 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。	
着眼点	○ ア 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。	
	○ イ 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。	
	ウ 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。	
	○ エ 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。	
	オ 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	
コメント	<p>子どもと地域との交流を広げるための取り組みについては、基本的な考え方は運営方針や業務マニュアルに明示している。玄関ホールには、石垣市家庭相談室や小児救急電話相談等のポスター、お散歩マップ等が掲示されている。近隣には、公営住宅や商店、真栄里公園やマンタ公園があり、子どもたちは日常的に散歩をしながら地域の人と挨拶を交わす環境にある。近隣の保育園や幼稚園、校区内の小学校を訪問し、地域の老人福祉施設の敬老会で子どもたちがエイサーを披露する等、交流している。</p> <p>子どもと地域との交流を広げるための多様な地域行事への参加、及び情報の収集と子どもと保護者への地域における社会資源の利用推奨が望まれる。</p>	

項目		評価結果
24	② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	b
判断基準	a	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
	b	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
	c	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。
着眼点	○ ア	ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
	○ イ	地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。
	○ ウ	ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している
	エ	ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。
	○ オ	学校教育への協力を行っている。
コメント	<p>ボランティアの受け入れについては、マニュアルとして「ボランティア（職場体験）受け入れガイドライン」を整備し、ボランティア（職場体験）受け入れに関する基本姿勢を明文化すると共に、受け入れプログラムを用意し、体制を確立している。今年度は、校区内の小学校教諭の保育体験を受け入れ、地域の学校教育への協力を行っている。</p> <p>地域のボランティアや小・中・高校生の職場体験等、積極的な受け入れが望まれる。</p>	
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
判断基準	a	子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
	b	子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
	c	子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。
着眼点	○ ア	当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
	○ イ	職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
	○ ウ	関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
	エ	地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
	○ オ	地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。
	○ カ	家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。（保育所）
コメント	<p>保育所として必要な社会資源の明確化と関係機関等との連携については、地域の小学校や幼稚園、病院、市役所、児童相談所等の関係機関がリスト化され、職員間で共有している。発達に気になる子どもについては、石垣市発達支援センターと連携して対応し、家庭での不適切な対応が疑われる子どもについては市と児童相談所（以下、児相という）と連携し改善した事例がある。地域の要保護児童対策地域協議会（以下、要対協という）や保・幼・こ・小連絡会等には、園長が参加して情報交換している。</p> <p>地域の関係機関や団体の共通の問題に対して、解決に向けた協働の取り組みが望まれる。</p> <p>地域に関係機関があり、着眼点のオについては調査対象外である。</p>	

項 目		評価結果
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	① 保育所が有する機能を地域に還元している。	c
判断基準	a 保育所が有する機能を、地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。	
	b 保育所が有する機能を、地域に開放・提供する取組を行っているが、十分ではない。	
	c 保育所が有する機能を、地域に開放・提供する取組を行っていない。	
着眼点	ア 保育所のスペースを活用して地域の保護者や子ども等との交流を意図した取組を行っている。	
	イ 保育所の専門性や特性を活かし、地域の保護者や子ども等の生活に役立つ講演会や研修会等を開催して、地域へ参加を呼びかけている。	
	ウ 保育所の専門性や特性を活かした相談支援事業、子育て支援サークルへの支援等、地域ニーズに応じ地域の保護者や子ども等が自由に参加できる多様な支援活動を行っている。	
	エ 災害時の地域における役割等について確認がなされている。	
	オ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野に限らず地域の活性化やまちづくりに貢献している。	
コメント	<p>保育所が有する機能の地域への還元については、年1回、老人福祉施設訪問を実施している。AEDの設置については、地域住民も活用できるように、消防署の「AED設置一覧表」に掲載している。</p> <p>地域ニーズの把握や保育所のスペースを活用した地域の保護者や子ども等との交流、及び保育所の専門性を活かした相談支援事業等、多様な機関と連携した地域の活性化やまちづくり等への貢献が望まれる。</p>	
27	② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	c
判断基準	a 地域の具体的な福祉ニーズを把握し、これにもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。	
	b 地域の具体的な福祉ニーズを把握しているが、これにもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。	
	c 地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を行っていない。	
着眼点	ア 保育所の機能を地域に還元することなどを通じて、地域の福祉ニーズの把握に努めている。	
	イ 民生委員・児童委員等と定期的な会議を開催するなどによって、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。	
	ウ 地域住民に対する相談事業を実施するなどを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。	
	エ 関係機関・団体との連携にもとづき、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。	
	オ 把握した福祉ニーズにもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。	
	カ 把握した福祉ニーズにもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。	
コメント	<p>地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動については、地域の幼稚園や保育所と交流し、要対協や保・幼・こ・小連絡会に参加し、ニーズの把握に努めている。</p> <p>保育所機能の地域への還元や民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催、地域住民に対する相談支援事業の実施等による福祉ニーズの把握、及び把握した福祉ニーズにもとづく事業・活動の実施が望まれる。</p>	

項 目		評価結果
Ⅲ 適切な福祉サービスの実施		
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	①	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。 b
判断基準	a	子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
	b	子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
	c	子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示されていない。
着眼点	○ ア	理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
	○ イ	子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
	ウ	子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、保育の標準的な実施方法等に反映されている。
	エ	子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
	○ オ	子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
	○ カ	子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。(保育所)
	○ キ	性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。(保育所)
	○ ク	子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。(保育所)
コメント	<p>子どもを尊重した保育について共通理解を持つための取り組みについては、運営理念や運営方針に子どもを尊重した基本姿勢を明示すると共に運営規程でも子どもの処遇として平等の原則を明示している。子どもを尊重した保育については、入職時は新人研修で学ぶ機会とし、東京本部からは発達支援通信として「子どもの人権を考える」等の情報が提供されている。職員は、年2回、自己評価を行い、「子ども一人ひとりに合わせた言葉かけや肯定的な声かけをするとスムーズな伝達ができた」や「子どものやりたい気持ちを尊重し、個々に沿った援助が可能になった」等が、記載されている。給食が負担で登園を嫌がる子どもには、食べられる量を検討し、突発的な行動をとる子どもには、発達支援センターと連携して保育士が一对一で関わるよう努めている。「子どもを呼び捨てにしない」等、日常における気づきも職員に注意喚起している。性差については、子どものクラス番号は、月齢順にして男女の区別をせず、固定的な対応をしないよう配慮している。</p> <p>子どもを尊重した保育に関する基本姿勢について、標準的な実施方法（マニュアル）への反映、及び子どもの尊重や基本的人権への配慮についての園内研修の実施が望まれる</p>	

項目		評価結果	
29	②	子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	b
判断基準	a	子どものプライバシー保護等の権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーと権利擁護に配慮した保育が行われている。	
	b	子どものプライバシー保護等の権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーと権利擁護に配慮した保育が十分ではない。	
	c	子どものプライバシー保護等の権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備していない。	
着眼点	ア	子どものプライバシー保護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	
	イ	子どもの虐待防止等の権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	
	ウ	子どものプライバシー保護と虐待防止に関する知識、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務、利用者のプライバシー保護や権利擁護に関する規程・マニュアル等について、職員に研修を実施している。	
	エ	一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。	
	オ	子ども・保護者にプライバシー保護と権利擁護に関する取組を周知している。	
	カ	規程・マニュアル等にもとづいた保育が実施されている。	
	キ	不適切な事案が発生した場合の対応方法等が明示されている。	
コメント	<p>子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育については、保護者による虐待発生時の「虐待対応マニュアル」と運営規定で職員による虐待発生時の「虐待防止のための措置」が明示され、保護者には、重要事項説明書によつて「虐待防止について」の説明をしている。職員は、「トラウマを抱えた子ども達」や「気になる子どもの理解」等の研修を受講し、ストレスチェックを受けている。保護者による不適切な対応に気づいた時は、市や児相と連携して改善した事例がある。子どものプライバシー保護に向けては、2階テラスでのプール遊び時は、周囲の建物からの視界防止として衝立や柵にネットを施し、乳児のオムツ交換台は、他児のいる保育室とは別に設置されている。クラス内での着替えは、窓のカーテンを全部閉めて行う等の配慮をしている。</p> <p>子どもの排泄や着替え時等の日常生活に配慮したプライバシー保護マニュアルの整備、及び保育所職員による子どもへの不適切な対応に関するマニュアルの整備が望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
30	①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	b
判断基準	a	利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。	
	b	利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。	
	c	利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供していない。	
着眼点	ア	理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。	
	イ	保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。	
	ウ	保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。	
	エ	見学等の希望に対応している。	
	オ	利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	
コメント	<p>利用希望者に対する保育所選択に必要な情報の提供については、パンフレットやホームページで公開し、市役所にも置いている。パンフレットは、保育内容や一日の流れ等が絵や図を使用して紹介されている。見学希望者への対応は園長が行い、施設見学後にパンフレットを配布し、保護者からの質問等に対応し、アンケートも実施している。</p> <p>パンフレットには、保護者からの苦情・相談窓口として、東京本部と石垣市の担当課を掲載しているが、アスク真栄里の窓口の追記が望まれる。</p>		

項 目			評価結果
31	②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b
判断基準	a	保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。	
	b	保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。	
	c	保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。	
着眼点	○	ア 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。	
	○	イ 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。	
	○	ウ 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。	
	○	エ 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。	
		オ 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。	
コメント		<p>保育の開始・変更時の保護者等へのわかりやすい説明については、重要事項説明書と入園のしおりにもとづいて実施している。説明資料は、「理念」や「保育プログラム」、「入園後のお願い」や「持ち物」等、絵や図等を活用してわかりやすく作成されている。特に慣らし保育の説明は丁寧に行い、アイパットやＩＣカードの使用方法是、現物写真を示して説明している。</p> <p>説明後は保護者から文書による同意を得ているが、説明者の氏名の明示、及び特に配慮が必要な保護者への説明についてのルール化も望まれる。</p>	
32	③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
判断基準	a	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮している。	
	b	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。	
	c	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮していない。	
着眼点		ア 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引き継ぎ文書を定めている。	
	○	イ 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。	
		ウ 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。	
コメント		<p>保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した対応については、マニュアルとして「退園・休園・その他の変更時の対応」が整備され、同一法人の他の保育所に転園する場合は、児童票等を引き継ぐための「引き継ぎ確認書」が用意されている。変更等への対応は、園長と主任が担当し、引き継ぎ確認書はクラス担任が対応することになっている。これまで保育所の変更事例はないが、年末に１例の予定がある。</p> <p>保育所の変更にあたっては、子どもを主体として、法人外の保育所も含めた引き継ぎ対応マニュアルの作成、及び退所後の相談方法や担当者を記載した文書の作成と保護者への手渡しが望まれる。</p>	

項 目		評価結果
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	①	利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。 a
判断基準	a	利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
	b	利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
	c	利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。
着眼点	○ ア	日々の保育のなかで、子どもの満足度を把握するように努めている。(保育所)
	○ イ	保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。(保育所)
	○ ウ	保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足度を把握する目的で定期的に行われている。(保育所)
	○ エ	職員等が、利用者満足度を把握する目的で、保護者会等に出席している。(保育所)
	○ オ	利用者満足に関する調査の担当者等の設置、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。(保育所)
	○ カ	分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。(保育所)
コメント	利用者満足の上昇を目的とする仕組みの整備について、子どもに関しては、発達年齢に応じて遊具や玩具を各クラスに用意し、自主的にハンバーガーやたこ焼きのお店屋さんごっこを楽しむ子どもの姿やお誕生会で名前を呼ばれて祝福を受けている時の喜びの表情等、日々の保育を通して子どもの満足度の把握に努めている。保護者からは、連絡帳や連絡ノート、個別ボード等の活用や送迎時の会話を通して把握し、意見箱の設置、個人面談等でも聞いている。行事開催時は、毎回、保護者アンケートを実施し、年2回開催する保護者懇談会に園長と主任が参加して結果報告を行っている。保護者から「行事に郷土の芸能を取り入れて」の意見があり、今年はエイサーを導入している。	
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。 b
判断基準	a	苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
	b	苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
	c	苦情解決の仕組みが確立していない。
着眼点	○ ア	苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。
	○ イ	苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。
	○ ウ	苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
	エ	苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。
	オ	苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。
	カ	苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。
	キ	苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。
コメント	苦情解決の仕組みについては、苦情解決責任者を園長、苦情受付担当者を主任とし、第三者委員が3名任命され、窓口や連絡先を明示して玄関ホールに掲示している。「苦情解決に関する要綱」にもとづいて、苦情発生時は要綱に沿った対応を記録する様式も整備している。保護者へ配布する重要事項説明書にも第三者委員名や連絡先の明示が望まれる。開設以来、苦情の事例がなく記録が確認できなかったが、苦情発生時は要綱に沿った対応が望まれる。	

項 目		評価結果
35	② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
判断基準	a	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。
	b	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。
	c	保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。
着眼点	○ ア	保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。
	○ イ	保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。
	○ ウ	相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。
コメント	<p>保護者が相談や意見を述べやすい環境の整備としては、玄関ホールに意見箱を設置すると共に、苦情・相談窓口や第三者委員を記載したポスターを掲示している。重要事項説明書では、相談、苦情、意見の対応窓口としてアスク真栄里と東京本部の連絡先を掲載している。入園のしおりでは、子育て相談の対応を紹介し、相談室が設置されている。</p> <p>保護者が相談や意見を述べる方法や相手として、重要事項説明書に第三者委員や沖縄県福祉サービス運営適正化委員会の追記が望まれる。玄関ホールの苦情受付のポスターは、保護者にとって分かりやすい場所への掲示とサイズを大きくする検討が望まれる。</p>	
36	③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
判断基準	a	保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
	b	保護者からの相談や意見を把握しているが、組織的かつ迅速に対応していない。
	c	保護者からの相談や意見の把握、対応が十分ではない。
着眼点	○ ア	相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。
	○ イ	対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。
	○ ウ	職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。
	○ エ	意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。
	○ オ	職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。
	○ カ	意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。
コメント	<p>保護者からの相談や意見に対する組織的かつ迅速な対応については、苦情解決要綱やクレーム対応マニュアルを整備し、定期的に東京本部で見直されている。保護者からの相談や意見は連絡帳や連絡ノート、個別ボードの他、送迎時の会話、個別面談や保護者懇談会、意見箱等から把握に努めている。行事後のアンケートでの「5月の遠足は暑すぎる」の声には、次年度の行事に反映することとし、「運動会では子どもの競技観戦を重視し、撮影を地域の業者に依頼したい」等の本部との調整が必要な内容の場合は、丁寧に説明して回答している。</p>	

項 目		評価結果
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。 a
判断基準	a	リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
	b	リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
	c	リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。
着眼点	○ ア	リスクマネジメントに関する責任者の明確化(リスクマネジャーの選任・配置)、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
	○ イ	事故発生時の対応と安全確保について責任、手順(マニュアル)等を明確にし、職員に周知している。
	○ ウ	子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
	○ エ	収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
	○ オ	職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
	○ カ	事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。
コメント	<p>安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制について、リスクマネジメントに関する責任者は園長で、事故対応マニュアルが整備されており、検討委員会を設置している。東京本部から発送されてくる収集した事例には、A緊急事項とB注意喚起事項があり、注意喚起事項は各クラスで検討会議を実施している。検討する内容は、事例の周知方法と事例で考えられる最悪の結果、施設での改善点の有無、工夫する点等となっている。緊急事項は、各クラスでの検討会議後に施設として職員会議で再度検討している。職員に対する安全確保・事故防止に関する研修は、入職時に実施している。</p> <p>事故防止策等の実施状況や実効性について、定期的な評価・見直しを期待したい。</p>	
38	②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。 a
判断基準	a	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
	b	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
	c	感染症の予防策が講じられていない。
着眼点	○ ア	感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
	○ イ	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。
	○ ウ	担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
	○ エ	感染症の予防策が適切に講じられている。
	○ オ	感染症の発生した場合には対応が適切に行われている。
	○ カ	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。
	○ キ	保護者への情報提供が適切になされている。(保育所)
コメント	<p>感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制の整備と取り組みについては、感染症対策の責任者は園長となっている。感染症・食中毒対応マニュアルやが整備されている。職員への研修は、入職時に実施され、レポート提出の結果で周知度によっては、再教育する体制になっている。職員は、出勤時に毎日12項目の衛生チェック表で独自の健康状態等を確認し、不適事項があった場合は、理由と対処法を記入している。職員にはインフルエンザの予防接種が行われている。園児の予防接種と感染症や既往歴の把握は、入園時とその都度報告をもらっている。園児や職員は手洗いやうがいを実施し、保育室衛生マニュアルが整備され、職員は室内の消毒と衛生保全に努めている。マニュアル等は定期的本部で見直されている。保護者に対して季節的な流行性感染症の患者数や傾向を玄関ホールに掲示して情報提供し、毎月保健だよりで周知している。</p>	

項 目		評価結果
39	③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
判断基準	a 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	
	b 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。	
	c 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。	
着眼点	○ ア 災害時の対応体制が決められている。	
	イ 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。	
	○ ウ 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。	
	○ エ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。	
	○ オ 防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。	
コメント	<p>災害時における子どもの安全確保の組織的な取り組みについては、災害時のマニュアルが整備され、重要事項説明書に対応方法や避難場所、伝言方法としてN T T伝言サービス「171」の利用等が記載され、保護者に説明されている。子どもの安否確認の方法として、入園時に緊急時引渡票を提出させている。各クラスには、非常時に備えて個別の靴や衣類等が準備されている。食料や備蓄品等が準備され、備蓄リストも作成されている。地震、防災ガイドラインが準備され、地域のハザードマップを参考に災害計画を作成し、行政が指定した避難場所も明示されている。火災や地震、津波、不審者等を想定した訓練が毎月実施され、11月と5月は消防署に届け出たの総合訓練を実施している。</p> <p>災害発生後、保育を継続するための必要な対策の検討に期待したい。</p>	
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保		
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	① 保育について標準的な実施方法が文書化され、保育が提供されている。	b
判断基準	a 保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた保育が実施されている。	
	b 保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育の実施が十分ではない。	
	c 保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。	
着眼点	○ ア 標準的な実施方法が適切に文書化されている。	
	イ 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。	
	ウ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。	
	エ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。	
	○ オ 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。(保育所)	
コメント	<p>保育についての標準的な実施方法の文書化と保育の提供については、東京本部で作成された保育全般の業務マニュアルが整備されている。業務マニュアルは事務所に保管され、職員はいつでも確認することができる。業務マニュアルを基本としながら、法人の制度として新卒職員へのチューター制を実施し、書類の書き方や保育の基本、保護者対応等のフォローがされている。</p> <p>標準的な実施方法(業務マニュアル)による実施について、各職員がそれに沿って実践できているかを確認する仕組みの構築、及び子どもの尊重、プライバシーの保護についてのマニュアルの作成、マニュアルについての研修による職員への周知徹底が望まれる。</p>	

項目		評価結果
41	② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
判断基準	a 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。	
	b 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。	
	c 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。	
着眼点	○ ア 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。	
	○ イ 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。	
	○ ウ 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。	
	○ エ 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。	
コメント	<p>標準的な実施方法の見直しについては、東京本部で業務マニュアルを組織的に見直す仕組みが確立している。変更箇所の追加については職員の意見が収集され、本部で検討され改定している。改定時には新たな業務マニュアルの読み合わせが施設で行われることとなっており、さらに重要な変更は保護者にも迅速に周知徹底する事が定められている。</p> <p>法人の業務マニュアルの検証・見直しに当たっては、職員や保護者等からの意見や提案が反映されることが望まれる。</p>	
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	b
判断基準	a アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立しており、取組を行っている。	
	b アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。	
	c アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立していない。	
着眼点	○ ア 指導計画策定の責任者を設置している。	
	○ イ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。	
	○ ウ さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。	
	○ エ 保育課程にもとづき、指導計画が策定されている。(保育所)	
	○ オ 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。(保育所)	
	○ カ 計画の策定にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。	
	○ キ 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。(保育所)	
	○ ク 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。	
コメント	<p>アセスメントにもとづく指導計画の適切な策定については、指導計画策定の責任者は園長となっている。アセスメントとして入園前面接シートと健康調査票を使用して、保護者との個別面談を年2回実施して意向の把握に努めている。総合計画に基づいて年間計画、月案、週案の指導計画が作成され、乳児から2歳児までの子どもについては、個別の指導計画が作成されている。保育実践についての振り返りや評価は、マニュアルに基づいて適宜実施されている。支援困難ケースとして、複数名在籍しているが、子どもの状態に合わせた保育が実施されている。</p> <p>支援計画策定に当たっては、関係職員の参加による合議の実施、及び保護者の意向把握と同意を含めた手順の作成とそれに伴う実施が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
43	②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
判断基準	a	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。	
	b	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。	
	c	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。	
着眼点	○	ア 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。	
	○	イ 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。	
	○	ウ 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。	
		エ 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。	
	○	オ 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。(保育所)	
コメント		<p>定期的な指導計画の評価・見直しについては、見直しの時期はマニュアルに明示され、年間指導計画の見直し時期は期毎で、作成を3月としている。月案は毎月、週案は週ごとに実施することがマニュアルで規定されている。乳児生活記録や保育日誌を参照し、実践後の反省・評価に基づき次の指導計画が作成されている。指導計画を緊急に変更する場合の仕組みとして、週案の様式は、日々の計画に雨天時の計画も併記し、さらに変更する場合は、手順書に基づき記載され実施されている。変更した指導計画の内容はクラス担任で周知共有している。</p> <p>指導計画の見直しについては、マニュアルに反映すべき事項や保育の質の向上に関する課題等を明確にすることが望まれる。</p>	
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
44	①	子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
判断基準	a	子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。	
	b	子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。	
	c	子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されていない。	
着眼点	○	ア 子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。	
	○	イ 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。	
	○	ウ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。	
	○	エ 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。	
	○	オ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。	
コメント		<p>子どもに関する保育の実施状況の適切な記録と職員間での共有について、子どもの発達状況や生活状況等は生活記録簿等の様式に記録されている。乳児～2歳児は個別の指導計画にもとづいて実践記録がされている。記録に差異が出ないように記録要領が作成されている。園内での情報は職員連絡ノートに記録し、全職員が捺印して周知する仕組みとなっている。クラス会議や職員会議が毎月実施され定期的に情報が共有されている。</p>	

項目		評価結果	
45	②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
判断基準	a	子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。	
	b	子どもに関する記録の管理について規程が定められ、管理が行われているが、十分ではない。	
	c	子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。	
着眼点	○ ア	個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。	
	○ イ	個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。	
	○ ウ	記録管理の責任者が設置されている。	
	○ エ	記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。	
	○ オ	職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。	
	○ カ	個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。	
コメント	<p>子どもに関する記録の管理体制として、個人情報保護方針（プライバシーポリシー）が策定され、子どもの記録の保管、保存、情報の提供に関する内容が規定されている。個人情報の不適正な利用や漏洩に対する対応方法も規定され、記録管理の責任者は園長となっている。記録の管理については、個人情報保護の観点から入職時の新任職員研修が実施されている。職員は、日々の子どもの記録は保育室で手書きをしている。個人台帳は施錠できる棚に保管し個人情報保護規程を遵守している。保護者等に対しては、入園時の重要事項説明で実施されている。情報に関する書類の廃棄について関連規程への追記を期待したい。</p>		
A-1 保育内容			
A-1-(1) 保育課程の編成			
46	A①	① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	b
判断基準	a	保育課程は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ編成している。	
	b	保育課程は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ編成しているが、十分ではない。	
	c	保育課程は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ編成していない。	
着眼点	○ ア	保育課程は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとりあえて編成している。	
	○ イ	保育課程は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて編成している。	
	○ ウ	保育課程は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して編成している。	
	○ エ	保育課程は、保育に関わる職員が参画して編成している。	
	○ オ	保育課程は、定期的に評価を行い、次の編成に生かしている。	
コメント	<p>保育所の理念、保育の方針や目標にもとづく、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じた保育課程（新指針では全体的な計画という。）の編成については、児童憲章と児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をふまえて編成されている。新保育指針実施に伴い、全体的な計画として園の目標や目指す子ども像、身につけてほしい資質や能力にもとづいて乳児から5歳児の育ちを見通した計画が編成されている。計画は子どもの発達過程や子どもと家庭の状況などを考慮し編成されている。東京本部が検討した様式に、園長と主任で作成している。全体的な計画の編成については、職員の参画、及び定期的な見直しが望まれる。</p>		

		項 目	評価 結果
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
47	A②	① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b
判断基準	a	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	
	b	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。	
	c	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。	
着眼点	○ ア	室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。	
	○ イ	保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。	
	○ ウ	家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。	
	○ エ	一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。	
	○ オ	食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。	
	○ カ	手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。	
	コメント	<p>生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境整備については、室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は各部屋に温・湿度計を設置し、職員の体感も考慮して適切に保たれている。「早番、遅番職員の仕事」で、衛生管理（消毒液を作り各クラスに配置する）が行われている。全クラス週1回シーツを洗濯し、乳児と1歳児の布団の洗濯を外注して、寝具の清潔を保っている。早番・遅番の時間において、乳児と幼児をコーナー別で保育し、各クラスで過ごす場合はマットや仕切用の柵を使用し、一人ひとりの子どもが体調や子どもの生活リズムで過ごせるよう環境が整えられ、落ち着ける工夫がある。安心して食事ができるコーナーや睡眠コーナーがあり、睡眠時にはカーテンが引かれ心地よい空間が確保されている。乳児室では、おむつ交換台が保育室の中ではなくトイレ近くに配置され、食事や活動の場から離れているのでゆったりとした環境で、保育士と一対一でおむつ交換ができる場が確保されている。幼児室では、手洗い場やトイレは明るく清潔で子どもが利用しやすい設備を整え安全への工夫がされている。</p> <p>食事時に、子どものペースで食事を終えた子どもから着替えをする場面で、食事中的子どもと着脱する子どもとの室内環境のさらなる工夫が望まれる。</p>	

		項 目	評価結果
48	A③	② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
判断基準	a	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	
	b	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。	
	c	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っていない。	
着眼点	○ ア	子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。	
	○ イ	子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。	
	○ ウ	自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。	
	○ エ	子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。	
	○ オ	子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。	
	○ カ	せかず言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。	
コメント	<p>一人ひとりの子どもを受容した子どもの状態に応じた保育については、入所時の面談で子どもの発達や状況を保護者から聞き取り、日々の保育においては、子どもの気になることなどを定期的に職員間で話し合い、共有して保育を行っている。乳児と1～2歳児は、連絡帳の活用や登降園時に保護者を通して家庭での子どもの状態を聞き取って把握して保育を行っている。3歳以上児では登降園時にクラス毎に個別のボードに子どもの様子を記入し、保護者と子どもの状況を共有して保育できるようにしている。個人面談で、家庭では一人で食べている事例を聞き、保育所の集団での食事がその子どもの負担になっているのではと考え、小人数のグループで対応している。母親に対しては、個食ではなく、親子で一緒に食事を食べることの大切さを伝えている様子が児童記録に記述されていた。幼児クラスでは声の大きさの分かりやすい表が掲示され、子どもたちが適切な声の大きさに保育士や友だちと言葉を交わす様子があった。保育士が優しく語り掛け、順番やお代わり等を無理強いせず、子どもの気持ちに寄り添って進められていた。乳児と3歳未満児では、一人ひとりの状態に応じた個別計画が作成され、実施されていることが確認できる。</p> <p>保育者と子どもの愛着関係が築かれる様子や子どもが安心して自分の気持ちが表現できるような保育の内容についての実施状況の記録に期待したい。</p>		

項 目			評価結果	
49	A④	③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
判断基準	a	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。		
	b	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。		
	c	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。		
着眼点	○	ア	一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。	
	○	イ	基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。	
	○	ウ	基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。	
	○	エ	一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。	
	○	オ	基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。	
コメント	<p>子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境整備と援助については、全体的な計画に、基本的な生活習慣の自立に向けて「身の回りのことが自分でできる子」を園目標に掲げ、乳児では「一人ひとりの子どもの気持ちを受容し、子どもとの継続的な信頼関係を築いていく」とし、1歳児では「安全で活動しやすい環境の中で探索活動を十分に行い、基本的な生活習慣の獲得に向かう」、2歳児では「基本的な生活習慣が心地よい感覚として身につくようにする」、3歳児以上は「子どもの発達過程に応じた生活リズムに配慮し、子どもが意欲的に食事、排せつ、衣類の着脱、身の回りの清潔等自から考え確立していく」とある。個別計画の中で子どもの実態に応じた援助がされている。排せつや着脱の自立に向けては、乳児のおむつ交換は活動する部屋から離れたおむつ交換台を使用し、1対1で応答的に対応し、安心して取り換えてもらえるようにしている。1歳児は「自分でやってみよう」とする気持ちを受け止め、マットの上でズボンをはくことに挑戦させている。食事は、全クラス、発達に合わせたテーブルや椅子が用意されている。乳児や1歳児クラスでは子どもの自分でやろうとする気持ちが大切にされ、自分で食べられる工夫として、食べこぼしが散らからないエプロンを取り入れている。乳児～2歳児クラスでは、食後に清潔な口拭きタオルが一人ひとりに用意され、乳児や1歳児は保育士に拭いてもらい、2歳児は自分で拭いて保育士に仕上げてもらいなど、気持ち良く清潔に過ごすことを促す取り組みがされている。満3歳以上の幼児クラスでは生活の流れが分かり、食事から歯磨きまで自ら進んで行動できている。4歳児以上のクラスでは、一人ひとりの子どもの状態に応じて箸を使用している。</p> <p>子どもの発達過程や特徴をふまえた保育の援助方法が保育所全体で共有できるような明確な取り組みを期待したい。</p>			

		項 目	評価結果
50	A⑤	④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	b
	判断基準	a 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	
		b 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。	
		c 子どもが主体的に活動できる環境の整備や子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されていない。	
	着眼点	<input type="radio"/> ア 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。	
		<input type="radio"/> イ 子どもが自発性を発揮できるよう援助している。	
		<input type="radio"/> ウ 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。	
		<input type="radio"/> エ 戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。	
		<input type="radio"/> オ 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。	
		<input type="radio"/> カ 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。	
		<input type="radio"/> キ 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。	
		<input type="radio"/> ク 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。	
		<input type="radio"/> ケ 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。	
		<input type="radio"/> コ 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。	
	コメント	<p>子どもが主体的に活動できる環境整備と子どもの生活と遊びを豊かにする保育の展開について、子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境の整備や援助に関しては、乳児は主体的な活動の基盤づくりとして、一対一の関わりの中で欲求や要求を優しく受け止め、大人への信頼感が育まれている。3歳未満児では、身の回りのことが自分でできるような環境の中で「自分でできる」ことを保育者に見守られ励まされながら、自己肯定感が育まれている。3歳以上児では、登園後クラスへ移動した8時30分～10時頃までは、コーナーに分かれて子どもが主体的にやりたいこと、やりたくないことが選べるような環境と遊びや生活が用意され、自己選択できる場となっている。遊びの中で進んで身体を動かすことができるような援助や戸外で遊ぶ時間の確保については、乳児や1歳児は午前の晴天時はほぼ毎日園庭や近所の散歩を活動に取り入れている。1～2歳児は季節により水遊びをし、室内では粘土や制作等発達に応じて様々な素材に触れ、手指を使うような取り組みがなされている。3歳以上児は、午前の活動では散歩や園庭、公園等での遊びがほぼ毎日の活動に取り入れられている。登園から各クラスの活動へ分かれるまでの時間や帰りの会の後、降園までは異年齢で過ごす中で、自分より幼い子どもや年上のこどもとかかわる場面で、相手の気持ちを考えて遊びの内容や遊び方の工夫ができるよう保育士が援助している。5歳児クラスでは遊びや生活の場で、活動をどのようにするかも含め子ども同士で話し合い、子どもたちの納得するような解決方法に取り組んでいる。</p> <p>職員が積極的に地域を把握し、子どもたちが家庭や地域で体験したことを保育に取り入れ地域とつながるような取り組みが望まれる。</p>	

項 目			評価結果
51	A⑥	⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
		b 適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
		c 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。	
	着眼点	○ ア 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。	
		○ イ 0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。	
		○ ウ 子どもの表情を大切に、応答的な関わりをしている。	
		○ エ 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。	
		○ オ 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。	
		○ カ 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。	
	コメント	<p>乳児保育における養護と教育の一体的な展開のための環境整備と保育の内容や方法への配慮について、全体的な計画や月間計画、週案は個人差を配慮した計画になっており、一人ひとりの子どもに応じた保育が生活記録簿(日誌)等に記録されている。子どもが安心して保育所生活に慣れるように入園当初は、登園時の受け入れから個別の対応を行い、午前寝の子への配慮やおむつ替えがスムーズにできるような環境を具体的に記述され、子どもの口に入れても安全な玩具の規定(3.5センチ以上)が職員間で共有されている。特定の保育士がおむつ替えを行い、抱っこなどの要求に対応し、子どもの表情や不安な気持ちを受けとめ、優しく話しかけ歌いかける等、応答的に関わる事が職員間で共有され、子どもが安心して生活できるような配慮がされている。長時間の保育の中で、一人ひとりの生活リズムや体調に合わせて保育できるよう夕寝等ができるような環境を整えている。子どもの発達に応じた遊びのコーナーを安定した柵を使用して分けるなどの工夫がされている。園庭遊びや近所の散歩等、ベビーカーや散歩車を使い、戸外の自然に触れる機会を設けている。子供の状況や様子など、送迎時に伝えあい、連絡帳や年2回の個人面談などで家庭との連携をとり、保育に生かしている。</p> <p>年間指導計画や月間計画、週計画の作成については、新指針による1歳未満の乳児は3つの教育視点で、満1歳からは教育の五領域の視点で作成することが望まれる。週案及び月案に「部屋の環境構成の図等」の記載を期待したい。</p>	

項 目			評価結果
52	A⑦	⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
判断基準	a	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
	b	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
	c	適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。	
着眼点	<input type="radio"/> ア	一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。	
	<input type="radio"/> イ	探索活動が十分に行えるような環境を整備している。	
	<input type="radio"/> ウ	子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。	
	<input type="radio"/> エ	子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。	
	<input type="radio"/> オ	保育士等が、友だちとの関わりの中を仲立ちをしている。	
	<input type="radio"/> カ	様々な年齢の子どもや保育士以外の大人との関わりを図っている。	
	<input type="radio"/> キ	一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。	
コメント		<p>3歳未満児の保育における養護と教育の一体的な展開と環境整備、保育内容や方法への配慮については、全体的な計画や年間、月間の指導計画は個人差に配慮した計画になっており、一人ひとりの子どもや発達に応じた保育内容が生活記録簿(保育日誌)等に記録されている。身の回りのことが自分でできるような環境を整え、探索活動や様々な運動遊び、素材を使った遊びは、子どもの安全に配慮して行っている。月間計画の自己評価には、子どもの気持ちを大切に、次回の活動へとつなげている様子が記述されている。絵本の読み聞かせやリズム体操、好きな遊びをする中で、保育士や友達と関わる遊びや玩具の取り合いでは子どもの思いを受け止め、どうしたらよいか丁寧に伝えている。朝夕の登降園時と土曜日の保育では異年齢の子どもと関わっている。排泄の自立に向けては家庭と連携しながら進めている。</p> <p>月間指導計画や週計画において、一人ひとりの育ちへの課題や課題に向けての環境の配慮等が記録されているが、担任間で子どもの発達や状況等を共有して記述すること、及び保育中の保育士の笑顔や明るい声かけが望まれる。週案及び月案に「部屋の環境構成の図等」の記載を期待したい。</p>	

項 目			評価結果
53	A⑧	⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開がされるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
判断基準	a	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
	b	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
	c	適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。	
着眼点	○ ア	3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。	
	○ イ	4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。	
	○ ウ	5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。	
	○ エ	子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。	
コメント	<p>3歳以上児の保育における養護と教育の一体的な展開と環境整備、保育内容や方法への配慮については、全体的な計画や年間、月間、週の指導計画は、個人差に配慮した計画になっており、一人ひとりの子どもに応じた保育が日誌等に記録されている。3～5歳児では、子どもの情緒が安定するよう登園後は自分のやりたい遊びに取り組めるよう工夫されている。3歳児はコーナー別に遊びを整え、好きな遊びを十分に楽しんだ子どもから課題製作などに取り組めるような工夫がある。紐結びに挑戦したくなるような教材やハンバーガーを作りたいと思えるような手作り教材などの工夫がみられた。クラスでは、壁面に手の洗い方や着脱の仕方が絵で表現され、4～5歳児クラスでは、話すときの声の大きさを「声と音のものさし」として動物で表現されており、子どもに分かりやすく基本的な生活習慣が身につくような工夫がされている。全クラスの壁やロッカーの上等には、子ども達の作品が展示され、自分の作った作品や取り組んだことを自分や友だちと認めあい自己肯定する環境に配慮されている。お店屋さんごっこの「たこ焼き」作り等、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるように整え、保育士が子どもたちへ適切にかかわっている。4歳児は、生活に必要な習慣を身につけ、次第に見通しをもって行動できるように、決まりの必要性などの気付きや自分の気持ちを調整する力が育つような援助がされている。5歳児では、身近な人と親しみ関わりを深め、工夫したり協力したりして一緒に活動する楽しさを味わい、愛情や信頼が持てるような援助がある。11月まで4歳児クラスと一緒に過ごす活動が主であったが、12月より5歳児は就学を意識した取り組みが行われている。5歳児クラスでは発表会に向けて、協同の取り組みとして鍵盤ハーモニカを使った演奏に取り組んでいる。</p> <p>保護者や地域、就学先の小学校へ、子どもたちの様子を伝える工夫に期待したい。</p>		

項 目			評価結果
54	A⑨	⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
	判断基準	a 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。 b 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。 c 障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。	
	着眼点	○ ア 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。 ○ イ 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。 ○ ウ 計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。 ○ エ 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。 ○ オ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。 ○ カ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ○ キ 職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要な知識や情報を得ている。 ○ ク 保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。	
	コメント	<p>障害のある子どもが安心して生活できる環境整備と保育内容や方法への配慮については、配慮を必要とする子どもが数名（申請や検査の段階、特別支援学校の小学部へ入学等）いるが、障害のある子どもが安心して過ごせる環境が整備されている。支援の必要な子どもはクラスの子どもの受け入れられて遊びや活動が進められている。配慮が必要な子どもが集団活動から離れて過ごしたい気持ちを受け止め、個別で対応している。担当職員が石垣市の発達支援の研修を受講し、必要な知識や情報を得ている。定期的にクラス状況を職員間で共有して共通認識をもち、子どもが安心して過ごす場を保障している。3歳児クラスでは支援を必要としている子どもが多いため、一斉指導ではなく時間にゆとりを持たせ、一人ひとりの子どもに負担なく製作や遊びが進められる工夫が見られた。</p> <p>個別記録（児童票）はあるが、配慮が必要な子どもの予想される活動、健常児との関わりや配慮など、個別の指導計画を作成し、計画に基づき子どもの状況に応じた保育が望まれる。</p>	
55	A⑩	⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。 b 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。 c 長時間にわたる保育のための保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。	
	着眼点	○ ア 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。 ○ イ 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。 ○ ウ 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。 ○ エ 年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。 ○ オ 保育時間の長い子どもに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。 ○ カ 子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。 ○ キ 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。	
	コメント	<p>長時間にわたる保育のための環境整備と保育内容や方法への配慮については、全年齢の指導計画に長時間保育についての位置づけが明確にされている。特に、乳児においては日中の個別の対応を長時間においても配慮することが日誌に記述されている。延長保育の記録があり、補食も用意されている。異年齢と一緒に過ごす場に乳児は乳児用の玩具を用意し、集団の様子を見ながら異年齢で過ごす工夫をしている。保護者とクラス担当との連携は、各クラス個別のボードを使用し十分にできるよう配慮している</p>	

項 目			評価結果
56	A⑪	⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	b
判断基準	a	小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	
	b	小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。	
	c	小学校との連携や就学を見通した計画、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮していない。	
着眼点	○ ア	計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。	
	○ イ	子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。	
	○ ウ	保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。	
	○ エ	保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。	
	○ オ	施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。	
コメント		<p>小学校との連携や就学を見通した計画にもとづく保育内容や方法、保護者との関わりへの配慮については、全体的な計画と5歳児の年間計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それにもとづく保育が行われている。地域の小学校区の幼稚園や他の保育所と連携しながら小学校での生活について見通しが持てるような取り組みがされている。子どもが小学校の学びへとスムーズに移行できるよう、文字や数字遊び等に組み組んでいる。保育士と小学校教員との就学に向けた取り組みについても連携を図っている。</p> <p>卒園までに、保護者が入学後の子どもの生活に見通しが持てるよう、職員の参画による保護者の思いを踏まえた保育要録を作成することが望まれる。</p>	
A-1-(3) 健康管理			
57	A⑫	① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
判断基準	a	子どもの健康管理を適切に行っている。	
	b	子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。	
	c	子どもの健康管理を適切に行っていない。	
着眼点	○ ア	子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。	
	○ イ	子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。	
	○ ウ	子どもの保健に関する計画を作成している。	
	○ エ	一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。	
	○ オ	既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。	
	○ カ	保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。	
	○ キ	職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。	
	○ ク	保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。	
コメント		<p>子どもの健康管理については、健康管理に関するマニュアルが策定され、検温を基本として子供の健康状態を把握している。発熱した場合やその他発病時の対応、保護者への連携などが具体的に明示されている。年間の保健計画が作成され、保護者に対しては、保育所の健康に関する方針や取り組みについて毎月の保健だよりで伝え、重要事項説明書でもって、服薬や感染症の取り扱い等を説明している。既往症や予防接種の状況などの健康に関わる情報は、入園時や日々のお便り帳で連絡を得ている。乳幼児突然死症候群(SIDS)については、睡眠時に乳児は5分間隔で、1~2歳児は10分間隔で体位交換をするよう周知して取り組んでいる。日々の健康状態の把握については、登園時の視診や連絡帳で把握し、保護者に対しては、乳幼児突然死症候群(SIDS)の情報を4月の保健だよりで周知している。</p>	

項 目			評価結果
58	A ⑬	② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	b
判断基準	a	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	
	b	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映しているが、十分ではない。	
	c	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映していない。	
着眼点	○ ア	健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。	
	○ イ	健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。	
	○ ウ	家庭での生活に生かされるよう、保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。	
コメント		健康診断・歯科健診の結果の保育への反映については、主任が健診結果を児童票に記録し、結果については各クラス担当に周知し、保護者に通知している。問題点は職員会議で報告されている。3・4・5歳児対象に、年3回歯磨き指導を保健計画に位置付けて実施している。健康診断や歯科検診の結果を保健計画に反映させ、保育が行われることが望まれる。	
59	A ⑭	③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	b
判断基準	a	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	
	b	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。	
	c	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。	
着眼点	○ ア	アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。	
	○ イ	慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。	
	○ ウ	保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。	
	○ エ	食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。	
	○ オ	職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要な知識・情報を得たり、技術を習得している。	
	○ カ	他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。	
コメント		アレルギー疾患や慢性疾患等のある子どもへの医師の指示を受けた適切な対応については、食物アレルギー対応マニュアルが作成されている。医師の指示書、除去食一覧表に基づいて、保護者から個別対応食依頼書が提出され、マニュアルに沿って対応し、進級時は保護者面接をして実態把握に努めている。他児との区別として食食用トレーを黄色にして名前を付け、テーブルを個別にして職員がつくなどの配慮をしている。子どもや保護者に対しては、重要事項説明書で説明している。慢性疾患等のある子どもは現在、在籍していない。アレルギー・感染症について研修の実施が望まれる。	

項目		評価結果
A-1-(4) 食事		
60	A⑮①	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。 b
判断基準	a	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。
	b	食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。
	c	食事を楽しむことができる工夫をしていない。
着眼点	ア	食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。
	イ	子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。
	ウ	子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。
	エ	食器の材質や形などに配慮している。
	オ	個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
	カ	食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。
	キ	子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。
	ク	子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。
コメント		<p>食事を楽しむことができる工夫として、乳児の離乳食を発達に合わせて初期食、中期食、後期食とそれぞれにトレーの色を変えて援助している。一人ひとりの名前が付いたトレーに陶器の食器が使われている。クラスの半数以上の子どもが好きなものをお代わりしている。ご飯だけ食べる偏食の子どもに対しては栄養士と協力して対応し、嫌いなものについては一口から進めるなどの取り組みをしている。月に1回クッキング保育を実施し2歳児はポップコーン作り、3歳児は栽培したオクラでクリスピーピザ、4・5歳児はカレーライスやチンピン、人参ジャム、ハロウィンカップケーキを作るなど、食について関心を深めるための取り組みを行っている。家庭との連携については、毎月給食だよりを発行し、クッキング保育の日はエプロンや頭巾の準備を依頼し、年に1回は試食会を実施している。</p> <p>食育計画の作成、及び子どもたちの食事場面について、楽しんで食事ができる雰囲気づくりの工夫が望まれる。</p>
61	A⑯②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。 b
判断基準	a	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。
	b	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。
	c	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。
着眼点	ア	一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した献立・調理の工夫をしている。
	イ	子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。
	ウ	残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。
	エ	季節感のある献立となるよう配慮している。
	オ	地域の食文化や行事食などを取り入れている。
	カ	調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。
	キ	衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。
コメント		<p>子どもがおいしく安心して食べることのできる食事の提供については、東京本部の栄養士が作成した全国共通の献立表と詳細なレシピが半月前にメールで送信されている。今月の旬の食材を献立表に明示し、今月は鯖や鮭、サツマイモが使われ、七五三の行事食が提供されている。一食に十種類ほどの食材が使用された食事が提供されている。体調不良の子どもにも配慮してその日の材料で、柔らかくしたり、果物に変更するなど工夫をしている。お代わりも自由で、子どもの好き嫌いは給食会議でも情報が共有されている。残食は毎日記録され、園長と主任が検食している。栄養士が週に1～2回巡回して食事場面の様子を観察している。法人独自の衛生管理マニュアルが作成されている。</p> <p>月に1回でも、地域の食材や行事食等の提供が望まれる。調理員も食事の様子を見たり、話を聞いたりする機会を設けることに期待したい。</p>

項目		評価結果
A-2 子育て支援		
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
62	A⑰	① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。 a
判断基準	a	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。
	b	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。
	c	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。
着眼点	○ ア	連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。
	○ イ	保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。
	○ ウ	様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。
	○ エ	家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。
コメント		<p>子どもの生活を充実させるための家庭との連携については、乳児と1～2歳児は連絡帳で、幼児はシールノートや送迎時のホワイトボードで子どもの園での様子を伝えている。保護者に確認すべき事項や子どもの発達状況、体調、保育の様子など個別に伝えるべき情報は遅番の保育士に個別のボードを使って伝達している。保育所行事（保護者交流会や個人面談、給食試食会、保育参加）を活用して、子どもの成長を家庭と共有している。園便りやクラス便りを定期的に発行し、園やクラスの子どもの様子を積極的に発信している。家庭からの質問や疑問をクラスノートに記入し、職員会議等で共有している。</p> <p>保育の意図や保育内容に関しては保護者への理解を得る機会や伝え方の工夫に期待したい。</p>
A-2-(2) 保護者等の支援		
63	A⑱	① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。 b
判断基準	a	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。
	b	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。
	c	保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。
着眼点	○ ア	日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。
	○ イ	保護者等からの相談に応じる体制がある。
	○ ウ	保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。
	○ エ	保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。
	○ オ	相談内容を適切に記録している。
	○ カ	相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。
コメント		<p>保護者が安心して子育てが出来る支援については、日々、子どもの送迎時や連絡帳、個別クラスボードで子どもの保育所での様子や成長を伝え、保護者との信頼関係を築く取組みを行っている。個人面談や保育所の行事後の保護者アンケート等、保育所の特性を生かした支援が行えるように取り組んでいる。保護者からの相談内容で「トイレトレーニングがうまく進められない」に関しては、保護者の「2歳半までに自立させたい」の要望を受け止めながら、「本人がトイレに関心をもって自分からやってみたいと思う気持ちを引き出せるように取り組む、3歳ころまでにとってもよいのでは」と具体的にアドバイスしている。</p> <p>職員間で共有して援助者である保育士をサポートする更なる体制整備、及び相談内容の経過や対処の記録、職員間での共有が望まれる。</p>

		項 目	評価結果
64	A ⑱	② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
	判断基準	a 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。 b 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。 c 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。	
	着眼点	○ ア 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。 ○ イ 虐待等権利侵害の可能性がある職員が感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。 ○ ウ 虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。 ○ エ 職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。 ○ オ 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。 ○ カ 虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。 ○ キ マニュアルにもとづく職員研修を実施している。	
	コメント	<p>家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見と早期対応及び虐待の予防については、マニュアルが整備され、登園時の健康チェックから遊びや着替え、食事時間等、子どもの心身の状態や家庭での養育状況の把握に努めている。虐待等権利侵害の可能性がある場合は園長と相談し、通報・相談等、対応を協議する場がある。虐待等権利侵害となる恐れがある場合は、場面に応じた保護者対応を行い、予防的に保護者の精神面や生活面の援助を行っている。子どもの様子に細心の注意を払うような取り組みが定着している。虐待対応として児童相談所や子ども虐待対応ホットライン等、関係機関との連携を図っている。虐待防止研修に職員が参加して伝達報告を行っている。</p> <p>職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などの理解、及び虐待等権利侵害に関する理解を促すための取り組みとして、マニュアルに基づく更なる職員研修の実施が望まれる。</p>	
A-3 保育の質の向上			
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			
65	A ⑳	① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
	判断基準	a 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。 b 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。 c 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)に取り組んでいない。	
	着眼点	○ ア 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り(自己評価)を行っている。 ○ イ 自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。 ○ ウ 保育士等の自己評価を、定期的に行っている。 ○ エ 保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。 ○ オ 保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。 ○ カ 保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。	
	コメント	<p>保育士の主体的な保育実践の振り返り(自己評価)の実施と改善や専門性の向上の取り組みについては、保育士が主体的に保育実践の振り返りを行い、自己評価を定期的に行っている。自己評価にあたっては子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ちや意欲、取り組み過程に配慮されている。</p> <p>保育士等の自己評価が互いの学び合いや意識の向上につながるよう、クラス以外にも職員間の共有の場や自己評価にもとづく保育の改善や専門性の向上への取り組み、「全体的な計画」と「各クラスの自己評価」に基づいて保育所における自己評価の実施が望まれる。</p>	